宮城県消防広域化推進計画

平成20年12月 平成28年3月変更 令和2年3月改定

宮城県

目 次

第1	自主的	りな市町	村の消	防の) 広坞	或化	の割	主 進	15	関	す	る	基	本	的	3	事具	貞								
1	背景					•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	消防の)広域化。	とは			•		•	-	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	1
3	消防σ)広域化(こよっ	て期	待さ	られ	る交	婐	:	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	1
	(1)	住民サー	ービス	の向	上	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	人員配	備の効	率化	と対	実3	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(3)	消防体制	制の基	盤の	強化	<u>_</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	市町村	が消防の	の広域	化に	係る	国	の重	加向		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	第I期	(平成	19	年度	₹~	平成	ὶ2	4	年	度)		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	第Ⅱ期	(平成	2 5	年度	₹~	平成	ζ2	9	年	度)		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(3)	第Ⅲ期	(平成	3 0	年度	₹~)	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	٠	•	2
第2		か消防の						∄し	•																	
1	宮城県	における					_	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)	「宮城」	-								-				报台	吉言	書 」	σ,	作	成	•	•	•	•	•	4
	(2)	「宮城」										る;	検:	討		•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(3)	「宮城」	県消防	広域	化推	進	計画	ĪJ	の	策!	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	消防広均				• • •	. –	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(5)	「宮城」			– • •								•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(6)	消防広均										取	組		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2		域化した			•	域	化の)効	果	検	証		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(1)	住民サー				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)	人員配	備の効	率化	と対	实	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(3)	適切なん	人員口	一テ	·一シ	/ 3	ンに	よ	る	組	織	の 3	活	生	比		•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(4)	財政的		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(5)	今後の記		• •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	S
3		具の消防					央σ)見	.通	し		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		1 1
	(1)	県内の		_	-		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		1 1
	(2)	県内消					口推	移	予	測		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		1 1
	(3)	県内の		-		ij		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 3
	(4)	県内の				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	٠		1 5
	(5)	県内の				F齢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	٠		16
	(6)	県内の流	消防費	の状	況			•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	-	•	-		17

第3	広域化対象市町村の組合せ	
1	本県の消防広域化対象市町村及びその組合せに関する基本的な考え方・・・	19
2	広域化対象市町村の組合せの検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(1) 消防広域化による効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(2) 検討会議における意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(3) 消防広域化を進める上で調整すべき課題等 ・・・・・・・・・	2 1
	(4) 「消防力カード」による現状の分析及び今後のあるべき姿の検討・	2 1
	(5) 市町村の消防の広域化に関する基本指針一部改正に伴う広域化対象	
	市町村の組合せの再検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
3	宮城県消防広域化推進計画の組合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1) 県南ブロック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(2) 県中ブロック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(3) 県北ブロック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4	消防広域化重点地域の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定 ・・・・・・・	26
5	消防の連携・協力について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(1) 消防の連携・協力の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(2) 消防の連携・協力の具体例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(3) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方 ・・・・・・・・	27
第4	自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置	
1	消防広域化を推進するための体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2	消防広域化重点地域及び連携・協力対象市町村の指定・・・・・・・・・	28
3	消防広域化の実現に向けた取組に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	(1) 消防広域化協議会の設立支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	(2) 消防広域化に必要な支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4	消防広域化に関する国への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
5	消防広域化についての調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
6	消防広域化に関する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
7	本計画の変更に関する取扱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第5	広域化後の消防の円滑な運営の確保	
1	広域化後の消防の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2	構成市町村等間の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策・・・・・・・・	29
	(1) 組合の方式による場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(2) 事務委託の方式による場合 ・・・・・・・・・・・・・・・	29

第6	市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保	
1	消防団の連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 背景

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています。

近年,消防を取り巻く環境は,災害や事故の多様化・大規模化,都市構造の複雑化,住民ニーズの高度化・多様化など大きく変化するとともに,首都直下地震や南海トラフ巨大地震などによる大規模災害の発生が予想されています。消防は、これらの環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしていく必要があります。

しかしながら、特に小規模な消防本部においては、出動体制、設備資機材、専門員の確保等に限 界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されています。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後も減少する傾向にあります。 これに伴い一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時 に、生産年齢人口の減少により財政面の制約もさらに厳しくなると考えられます。

このような状況に対応するためには、消防本部の規模を大きくすることにより、様々なスケールメリットを活用して、消防の体制の充実強化を図る必要があると考えられています。

2 消防の広域化とは

消防の広域化は、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されており、市町村の行政分野の一つである消防行政について、その特性を踏まえてより大きな規模で事務を処理することによって、消防力の強化を図ることを目的としています。

3 消防の広域化によって期待される効果

(1) 住民サービスの向上

イ 初動の消防力、増援体制の充実

一の消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数や第2次出動体制が充実し、大規模災害・多数傷病者事故等への対応力が強化されるとともに、相互応援に依存せず、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になります。

ロ現場到着時間の短縮

管轄区域全体を見渡した署所の適切配置や指令の一本化により直近の車両の現場直行が可能となることから、現場到着時間の短縮を図ることができます。

(2) 人員配備の効率化と充実

イ 現場要員の増強

本部機能の統合や指令の共同運用による業務の効率化で、隊員を警防部門等の現場に手厚く配置することが可能となり、地域の消防力を強化することができます。

ロ 予防業務及び救急業務の高度化・専門化

適切な人員配置により、予防業務及び救急業務の高度化・専門化を図ることが可能となり災害対応力が向上するとともに、非番出動減少による勤務環境改善が期待できます。

(3) 消防体制の基盤の強化

イ 高度な消防設備及び施設等の整備

消防本部の財政規模が拡大されることにより、小規模消防本部では整備が困難であるはしご 車やNBC災害対応資機材、高機能消防指令センター等の計画的な整備が可能になるとともに、 類似の装備や資機材に対する重複投資を回避することができます。

ロ 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

消防本部の規模が大きくなり職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消するとともに、研修等への職員派遣が比較的容易となることから、職員の能力向上、組織全体のレベルアップが期待できます。また、災害事案が多様化し、技術や知識の共有が積極的に図られるようになることから、消防本部全体の能力向上につながります。

4 市町村の消防の広域化に係る国の動向

(1) 第 I 期 (平成 19年度~平成 24年度)

国は、平成6年以降、自主的な市町村の消防の広域化を推進し、全国の消防本部数は、最も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しましたが、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にあったことから、広域化を更に推進するため、平成18年7月に消防組織法の改正及び市町村の消防の広域化に関する基本指針(以下「基本指針」という。)の策定を行いました。

これにより各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められ、広域化実現の期限とされていた平成24年度末の全国の消防本部数は784本部となりました。

(2) 第Ⅱ期 (平成25年度~平成29年度)

第 I 期の取組により消防広域化は一定の進展をみましたが、東日本大震災の教訓や将来の 災害リスクの高まり、日本の総人口減少の予測を踏まえ、国、都道府県及び市町村が一体と なった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化を図るため、国は、基本指針を改正し、 広域化の推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、広域化の取組を先行して重 点的に取り組む必要がある地域を都道府県知事が「消防広域化重点地域」として指定できる 枠組みを設置しました。

(3) 第Ⅲ期(平成30年度~)

消防組織法改正以降,全国52地域において消防広域化が実現し、平成30年4月1日現在の消防本部数は728本部となりました。一方で、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部(以下「小規模消防本部」という。)が全消防本部数の約6割を占めるなど、その進捗はまだ十分とは言えないことから、国は基本指針の一部改正を行いました。

この改正により、広域化の推進期限は平成36年4月1日(令和6年4月1日)まで延長されるとともに、都道府県は、市町村自らが行った消防本部を取り巻く状況と消防力の分析結果を活かしつつ積極的にリーダーシップを取って推進計画を再策定する必要があること、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとされました。

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1 宮城県における消防広域化の動向

(1) 「宮城県における常備消防の広域化に関する報告書」の作成

平成6年9月に消防庁から示された「消防広域化基本計画策定指針」に基づき、平成7年度から平成9年度にかけて「宮城県常備消防広域化検討委員会」を開催し、その結果を平成10年3月に「宮城県における常備消防の広域化に関する報告書」として取りまとめました。報告書の概要は以下のとおりです。

- 広域市町村圏で仙台圏域にある6消防本部のうち、消防本部管内人口が10万人以下で、 かつ消防職員100人未満の消防本部間で、地域的にも隣接している消防本部を広域再編す ることが望ましい。
- 具体的には、名取市消防本部、岩沼市消防本部、亘理地区行政事務組合消防本部の3消防本部の広域再編が望ましい。
- 他の9消防本部は、概ね広域化されている消防本部と位置付ける。

この報告書に基づく広域再編を行うための調査や検討会、調整等を行いましたが、合意には至らず、結果的に広域再編は進展しませんでした。

(2) 「宮城県消防広域化検討会議」における検討

平成19年度から平成20年度にかけて、市長会及び町村会代表、消防機関代表、学識経験者等をメンバーとする「宮城県消防広域化検討会議」を設置し、消防広域化に対する理解を深め、その考え方や必要性を確認・整理するための意見交換等を行うとともに、具体的な進め方や地域の組合せ等を検討しました。

この検討会議での議論等を踏まえ、本県においては以下の観点から広域化を推進することとしました。

- ① 小規模消防本部は、一般的に財政基盤や人員、施設、装備品等の面で十分ではなく、高度な消防サービスの提供に課題がある場合が多い。
- ② 将来を見通すと、救急業務の増加や国民保護などの新たな消防需要の発生、消防救急無線のデジタル化に伴う維持管理経費の高騰による財政負担の増大など、懸念される課題がある。
- ③ 広域化により、消防・救急の現場体制が強化され、住民サービスの向上及び安心安全の確保がより一層図られる。
- ④ 大規模災害に対応するため、広域的な消防体制の整備が必要である。
- ⑤ 今後の人口減少や高齢化、財政状況等を考慮すると、現行の消防体制を維持することが困難となることも懸念されることから、新たに示された消防広域化に係る国の財政支援等を活用して消防力の強化を図る必要がある。

(3) 「宮城県消防広域化推進計画」の策定

平成20年12月, 県内消防本部を, 地域の実情を十分に考慮した上で, 基本方針の中で 適当な規模とされている管轄人口30万人以上となる組合せにより, 平成27年度末までに 3ブロック体制とすることを目標とする「宮城県消防広域化推進計画」を策定しました。

平成21年度及び平成22年度には、各ブロックにおいて消防広域化検討会等を開催しましたが、懸案事項であった消防救急無線のデジタル化整備が東日本大震災の災害復旧事業として制度上認められ進んだこと、また、市町村合併に伴い組合消防から単独消防に移行した消防本部においては、合併時に策定した中長期的な消防力充実強化計画と広域化計画との間に整合性を図ることが困難であったことなどから消防広域化は進展しませんでした。

(4) 消防広域化重点地域の指定

平成25年4月に改正された基本指針では、消防広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域を消防広域化重点地域として指定し、国及び県が集中的に支援を実施することが可能となりました。

これを受け、平成26年12月1日に以下のとおり消防広域化重点地域の指定を行いました。

〇 指定した地域

岩沼市、亘理町及び山元町(岩沼市消防本部及び亘理地区行政事務組合消防本部)

〇 指定の理由

国の基本指針で定める消防広域化重点地域の指定要件「今後、十分な消防防災体制が確保 できないおそれがある市町村を含む地域」に該当することから、消防の広域化を重点的に推 進し、消防力の充実強化を目指すため。

〇 広域化の目標期限

平成30年4月1日

(5) 「宮城県消防広域化推進計画」の変更

平成28年3月に当初の推進計画で定めた目標年次を迎えるに当たり、今後の人口減少や 高齢化といった社会情勢の変化やそれに伴う市町村の財政状況等を考慮した現行の消防体 制の維持や、大規模災害等に対応するために必要な広域的な消防体制の整備をはじめとする 消防力の強化には、消防の広域化が最も有効な手段であるとして、3ブロックの組合せを基 本とした消防広域化を引き続き推進して行くこととし、推進計画については、目標年次を削 除する変更を行いました。

(6) 消防広域化重点地域の広域化に向けた取組

平成26年12月1日に消防広域化重点地域に指定した岩沼市, 亘理町及び山元町における消防広域化に向けた取組については、以下のとおりです。

- 当該地域における消防広域化に係る基本的事項等の調査及び研究を行うため、平成27年 1月16日に「岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部消防広域化検討会」を設置 し、検討委員による検討会4回、幹事会4回、各部会による協議検討を延べ28回開催の上、 平成27年度末に報告書としてまとめました。
- 平成28年度,各市町の副市長及び副町長を委員とする「岩沼市消防本部・亘理地区行政 事務組合消防本部消防広域化検討委員会」において検討会で懸案となった点を中心に協議しました。第3回委員会において,亘理地区消防庁舎2棟の建替に際しては,岩沼市に負担を求めないこと,亘理地区行政事務組合に岩沼市の消防業務のみを合流させること等に合意しました。
- 〇 検討委員会での協議結果を平成29年2月6日に各首長に対し報告するとともに、同年3 月10日には各市町及び組合議員全員協議会において報告しました。
- 〇 平成29年7月27日に「岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部消防広域化協 議会設立総会」を開催し、会長等の役員を選出しました。また、同年8月1日には協議会事 務局を設置しました。
- 〇 専門部会6回、幹事会6回、協議会4回を開催し、消防広域化のために必要となる38項目を協議しました。また、協議の途上で、国の消防広域化の推進期限及びそれに伴う財政措置が、それまでの平成30年4月1日から6年間延長される見込となったことを受け、広域化の協議に万全を期すため、消防広域化の開始日をそれまで目処としてきた平成30年4月1日から平成31年4月1日に変更しました。
- 〇 平成30年7月開催の協議会において、広域化の具体を定める「岩沼・亘理地区広域消防 運営計画」及び「亘理地区行政事務組合の規約変更案」が承認されました。
- 平成30年9月の構成市町議会及び亘理地区行政事務組合議会の定例会において、「岩沼市の消防事務を組合で行うこと」及び「組合規約の変更」が提案され、それぞれ議決されました。当該案件は、同年9月26日付けで組合から県知事宛てに許可申請され、県は同年10月18日付けで許可しました。
- 〇 平成31年4月1日, 岩沼市, 亘理町及び山元町の消防の広域化が実現し, 新消防本部「あぶくま消防本部」が発足しました。

2 消防広域化した消防本部の広域化の効果検証

平成26年12月に県が消防広域化重点地域として指定した岩沼市, 亘理町及び山元町(岩沼市 消防本部及び亘理地区行政事務組合消防本部)が、平成31年4月1日付けで県内初めての消防広域化を実現し、「あぶくま消防本部」として発足しました。

あぶくま消防本部における消防広域化の効果について、以下のとおり検証します。

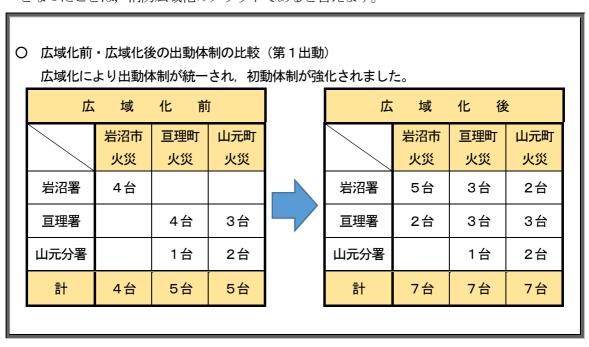
(1) 住民サービスの向上

イ 初動体制の強化

災害活動現場においては、初期の段階でいかに多くの消防力(車両・人員)を投入できるか が被害の軽減に大きく影響します。特に大規模災害では、消防力が劣勢にならないよう、部隊 増隊等の体制を速やかに執ることが必要となります。

広域化前の出動体制は、両消防本部の保有車両数や人員配置の都合上、初期出動車両台数が 異なっていましたが、広域化により出動体制が統一され、初動体制が強化されました。また、 大規模災害や災害の重複発生時、広域化前は、事案覚知後、岩沼市消防本部及び亘理地区行政 事務組合消防本部間の応援協定に基づいて応援隊の出動等を要請していましたが、広域化後は 当該手続が不要となりました。このことにより、事案覚知後、直ちに災害内容に応じた多くの 車両や人員を初期出動させることが可能となりました。

令和元年10月の台風第19号災害では、宮城県広域消防相互応援協定に基づき、12日間にわたり延べ18隊、58人の消防職員を派遣し、被災した丸森町内の浸水被害地区や山間部土砂災害地区において、孤立者等の救助、行方不明者の捜索及び安否確認等の任務に当たりました。こうした大規模災害において、自署管内の消防力低下を招くことなく、即時対応が可能となったことは、消防広域化のメリットであると言えます。



ロ現場到着時間の短縮

2本部間の高機能消防指令センターの統一については、広域化の協議の段階で、設計に1年、統合完了までにさらに1年を要するとされたことから、統合した指令センターの運用は、広域化1年後としました。令和2年1月現在、それぞれの本部で使用していた指令台を継続運用しており、旧本部間の連絡調整については主に内線電話、出動隊とは可搬無線機により行っています。

広域化後の平成31年度(令和元年度)上半期においては、指令センターが統合されていないこともあり、救急出動における現場到着時間を前年度同期と比較したところ、岩沼・亘理消防署ともに前年度同比でした。

令和元年度末に予定されている指令センター統合後は、指令書及び緊急車両の動態管理等が 一本化され、災害現場に近い署所から各隊が出動する直近出動や市町境界地域における柔軟な 出動対応等が可能となることから、現場到着時間の短縮等の効果が期待できます。 また、岩沼・亘理地区管内には、高速自動車国道である仙台東部道路及び常磐自動車道が整備されており、管内5つのインターチェンジ(スマートインターチェンジを含む。)を利用することで、各市町の災害に対し迅速に出動することが可能となりました。このことも、現場到着時間の短縮、延いては災害に対する初期対応力の向上につながっています。

(2) 人員配備の効率化と充実

イ 本部機能統合等効率化による現場活動要員の増強

広域化前,両本部ともに本部機能が充実していなかったこともあり,本部機能の一元化により可能となる現場要員の増員は最小限でしたが,広域化を機に,他の地方公共団体への派遣職員,組合事務部局へ出向職員及び初任教育中の消防職員等を定数外とすることを条例化したことで,条例定数どおりの職員を配置することが可能となり,消防力の増強が期待されます。

また、令和元年度末に予定されている高機能消防指令センターの統合完了後は、指令業務の 効率化が図られ、指令要員を現場要員に配置することが可能となることから、より強固な体制 構築が期待できます。

ロ 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

広域化後、消防本部事務や通信指令業務の専任化が図られたことにより、住民サービスを直接担当する救急業務や警防活動部門においても専任化が可能となりました。また、近年、高度化が著しい救急及び予防部門においては、救急救命士や予防技術資格者に係る養成研修等への計画的派遣が可能となり、職員の能力向上及び業務の質の向上が期待できます。

本部予防課では、広域化前、消防同意、消防設備指導及び危険物規制事務等に従事する職員の専従化が課題となっていました。広域化後は、当該事務に日勤の専従職員を配置して対応することが可能となったことから、来庁者へのサービス向上と予防業務の充実強化が図られました。また、署予防係では、予防査察、消防訓練等に分隊で出向することが可能となったことから、予防要員以外の職員が係の垣根を越え予防業務に触れる機会が増え、知識の向上が図られているほか、消防車で出向することにより、事業所や住民に対する消防活動PRの一助にもなっていると考えられます。

(3) 適切な人員ローテーションによる組織の活性化

- イ 組織規模が大きくなったことで勤務箇所が増え、人事ローテーションが活性化し、職員の職務意欲及び士気の向上が図られました。
- ロ 広域化2年目以降は、人事管理を多様化することにより、職員の年齢や職務経験等を考慮した適材適所の配置が容易になります。

(4) 財政的な効果

イ 高機能施設及び設備の整備

高機能消防指令システムの整備については、旧消防本部が広域化時にいずれもシステムの 更新時期を迎えることになっていたことから(メーカーは異なる。)、本部機能を置くことと なった旧岩沼市消防本部のシステムを更新し、統合を進めることとしました。当該システム 整備に係る経費には、市町村の消防の広域化に係る国の財政支援措置である緊急防災・減災 事業債(地方債充当率100%,交付税算入率70%)を充てています。仮に広域化しなかった場合と比較すると、旧両本部合計で約6.7億円の経費削減効果があったと考えています。また、消防車両等の機能強化を図るための新規購入や更新に係る経費についても、同様に緊急防災・減災事業債を活用したほか、車両整備計画の効率化を図ったことにより、旧両本部合計で約1.5億円の経費削減につながったものと考えられます。

この試算結果により、今回の消防の広域化に係る財政的な効果として、両消防本部の単独 運営継続を想定した場合の経費と比較して、総額約8.2億円削減されたと考えられます。

〇 消防広域化に係る財政的な効果の試算

■ 高機能消防指令センター整備

当 益,田		広域化実績A	単独運営を想定した場合B			
単 型∶1	単位:円		旧岩沼本部	旧亘理本部		
総事業	黄	429, 376, 400	315, 136, 000	489, 000, 000		
	起債	427, 300, 000	280, 700, 000	435, 600, 000	比較A-B	
(財源内訳)	補助金	0	0	0		
	一般財源	2, 076, 400	34, 436, 000	53, 400, 00		
実質的な負担額		130, 266, 400	315, 136, 000	489, 000, 000	▲ 673, 869, 600	

- * 「実質的な負担額」とは、総事業費から補助金及び起債に係る交付税算入額を差し引いた金額となっています。
- * 「広域化後実績」(あぶくま消防本部)の起債は、緊急防災・減災事業債(充当率100%, 交付税算入率70%)を活用しています。
- * 「単独運営を想定した場合」の起債は、一般事業債(充当率90%、交付税算入なし)の活用を想定しています。
- * 起債については、いずれも償還に係る利子は考慮していません。

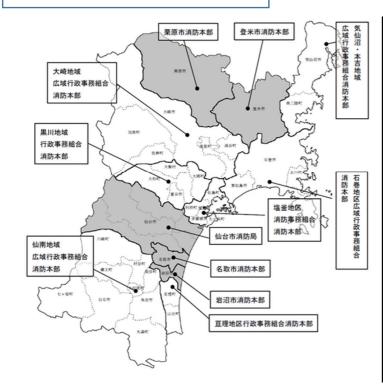
(5) 今後の課題

広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、本部機能を有する岩沼消防署庁舎(旧岩沼 市消防本部庁舎)の改築を行っています。

亘理消防署及び山元分署の庁舎については、東日本大震災には耐えたものの、築49年が 経過し老朽化が進んでいることから、繰り返し修繕を行っている状況です。消防署所の整備 には、市町村の消防の広域化に係る国の財政支援措置が活用できることから、当該支援措置 の期間内の施行を目指して、両町との調整を進める必要があります。

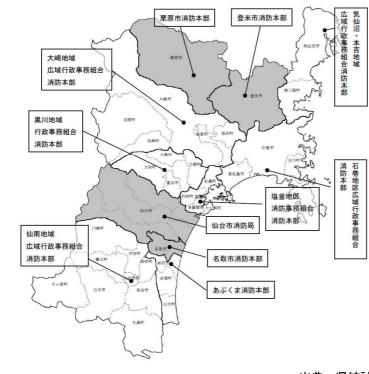
○ 消防広域化重点地域における消防の広域化前と広域化後に係る状況

消防の広域化前(平成30年4月1日現在)



	面積	人口	職員数
本部	(km²)	(人)	(人)
仙台	786. 30	1, 056, 602	1, 130
名取	98. 17	78, 299	99
岩沼	60. 45	44, 196	50
登米	536. 12	80, 476	152
栗原	804. 97	68, 946	160
黒川	417. 00	95, 303	145
石巻	721. 29	192, 099	356
塩釜	148. 70	186, 310	220
亘理	138. 18	46, 049	74
仙南	1551. 40	173, 177	222
大崎	1523. 82	203, 493	317
気仙沼	495. 84	77, 493	183
計	7282. 24	2, 302, 443	3, 108

消防の広域化後(平成31年4月1日現在)



本部	面積	人口	職員数
本部	(km²)	人)	(人)
仙台	786. 30	1, 058, 689	1, 145
名取	98. 17	78, 672	98
登米	536. 12	79, 417	153
栗原	804. 97	67, 829	161
黒川	417. 00	95, 069	145
石巻	721. 30	190, 112	362
塩釜	148. 70	185, 325	217
あぶくま	198. 63	89, 860	124
仙南	1551. 40	171, 130	230
大崎	1523. 82	200, 947	316
気仙沼	495. 84	76, 145	185
計	7282. 24	2, 293, 195	3, 136

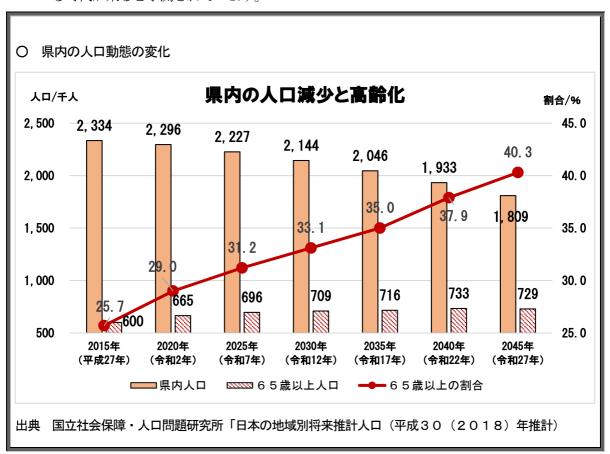
出典 県統計課「住民基本台帳」(各年3月末現在)

3 宮城県の消防需要の動向及び将来の見通し

(1) 県内の人口動態の変化

宮城県の人口は、2015年(平成27年)の国勢調査では、約233万人でした。うち、65歳以上の高齢者の人口は約60万人で、県総人口の25.7%を占め、県民の4分の1以上が高齢者という状況になっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後、県内の人口は減少を続け、2040年 (令和22年)には、200万人を割り込み約193万人まで落ち込むと予想されています。 その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加し、近い将来、県総人口の4割を高齢者が占める時代が来ると予測されています。



(2) 県内消防本部管内別の人口推移予測

県の約10年後(2030年(令和12年))の人口推移予測について、2015年(平成27年)の国勢調査の結果を100として比較したところ、宮城県全体で91.8と1割近い減少が見込まれています。

同様に県内消防本部管内別にみたところ、増加が予想される名取市消防本部及び黒川地域 行政事務組合消防本部以外のすべての消防本部における管轄人口が減少すると予測されて います。

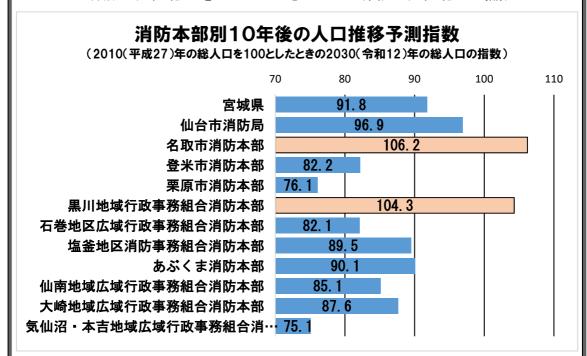
管轄人口の減少は、消防本部の小規模化が進むと同時に、生産年齢人口の減少により財政 面の制約も厳しくなると考えられています。また、人口減少による低密度化の進展によらず、 消防活動に必要な署所等の数はあまり変化しないと考えられることから、即応体制の確保な ど消防力の維持に困難が伴う可能性が高くなるとも言われています。

〇 県内の消防本部管内別の人口推移予測

■ 消防本部管内別の約10年後の人口増減予測

		総人口(人)			
消防本部名	2015 (H27) 年	2030 (R12) 年	1#	增減指数※	
	国勢調査結果	推計	増 減		
宮城県	2, 333, 899	2, 143, 601	▲ 190, 298	91.8	
仙台市消防局	1, 082, 159	1, 048, 353	▲33, 806	96. 9	
名取市消防本部	76, 668	81, 412	4, 744	106. 2	
登米市消防本部	81, 959	67, 400	▲ 14, 559	82. 2	
栗原市消防本部	69, 906	53, 192	▲ 16, 714	76. 1	
黒川地域行政事務組合消防本部	93, 908	97, 947	4, 039	104. 3	
石巻地区広域行政事務組合消防本部	193, 051	158, 562	▲ 34, 489	8 2. 1	
塩釜地区消防事務組合消防本部	185, 191	165, 822	▲ 19, 369	89. 5	
あぶくま消防本部	90, 582	81, 621	▲8, 961	90.1	
仙南地域広域行政事務組合消防本部	177, 192	150, 751	▲ 26, 441	8 5. 1	
大崎地域広域行政事務組合消防本部	205, 925	180, 458	▲ 25, 467	87. 6	
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	77, 358	58, 083	▲ 19, 275	75. 1	

※2015 (平成27) 年の総人口を100としたときの2030 (令和12) 年の総人口の指数



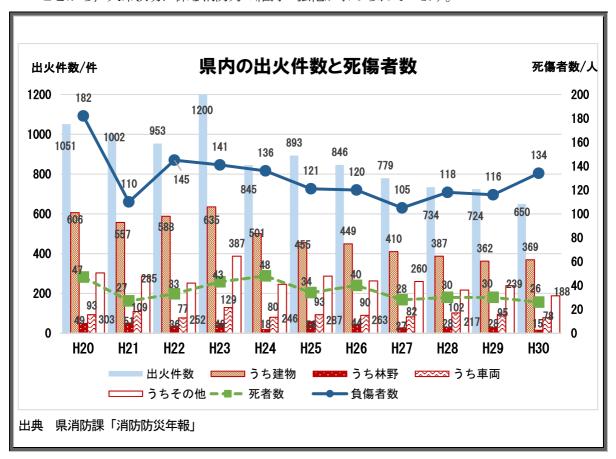
出典 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(3) 県内の消防需要の動向

イ 火災の発生状況

過去10年間の出火件数をみると、総出火件数の半数以上を占める建物火災の件数が減少していることに伴い、出火件数の総数も緩やかな減少傾向にあります。全国的にみても出火件数は減少傾向にあり、要因としては、電気器具や暖房用品などの防火安全性の向上、住宅用火災警報器の普及及び防火啓発の効果等が考えられています。

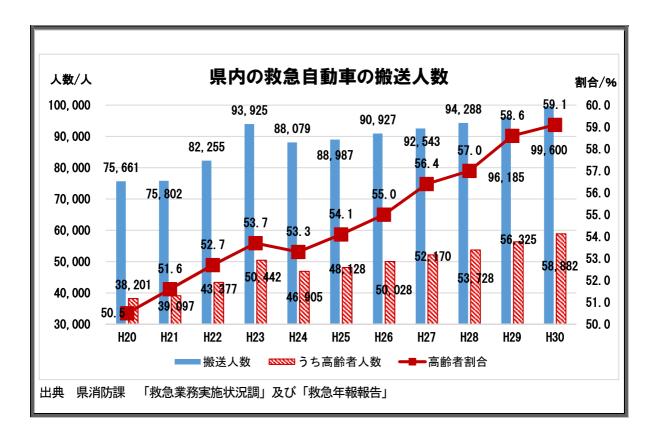
出火件数の減少に伴い、火災出動件数も減少しており、平成30年の件数は646件で10年前と比較して、ほぼ半数となっています。一方で死傷者数は、ほぼ横ばい状態となっていることから、人命救助に係る消防力の維持・強化が求められています。



ロ 救急自動車による搬送状況

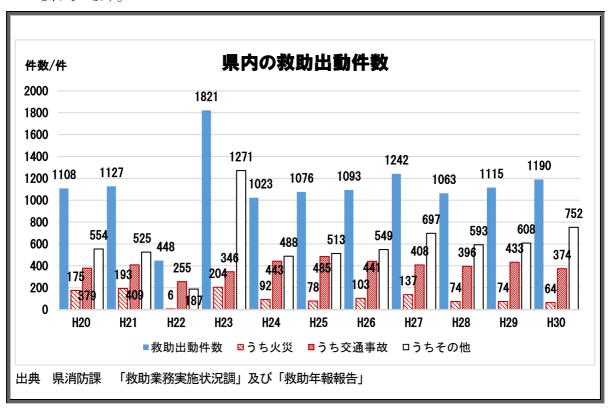
県内における平成30年の救急自動車によって搬送された人の人数は、過去最高となる99、600件でした。これは、10年前の約1.3倍の人数で、県民の23人に1人が救急搬送された計算になります。

一般的に年代による救急搬送率は、65歳以上の高齢者が高いとされています。県内の過去 10年間の状況をみても、搬送人員総数に対する高齢者の割合は50%台で推移し、平成30 年は約6割まで達しています。今後の高齢化の進展に伴って、救急需要はますます拡大すると 予想されます。



ハ 救助出動の状況

救助出動件数は、東日本大震災発生時の平成23年をピークとして、1,100件前後を推移しています。災害の大規模化・多様化に対応するため、救助体制のさらなる充実強化が求められています。



(4) 県内の消防力の現状

市町村が火災の予防,警戒及び鎮圧,救急業務,人命の救助,災害応急対策等を確実に遂行し,消防の責任を十分に果たすために必要な施設や人員については,「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」及び「消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)」によって定められ,市町村は、当該事項を目標として必要な施設及び人員を整備することとされています。

指針により定められた基準数に対する整備率(基準数に対する現有数の割合)を消防本部の規模別にみると、消防ポンプ車及び救急車については、あまり差はありませんが、はしご車や救助工作車、消防水利、消防職員数では、その差が顕著となっています。整備率が低くなっている規模が小さい消防本部の消防力の維持・強化に当たっては、国、都道府県及び市町村が一体となり、体制強化に取り組むことが必要となります。

〇 県内消防本部規模別「消防力の整備指針」基準額に対する充足率(平成31年4月1日現在)

整備率の平均値/%

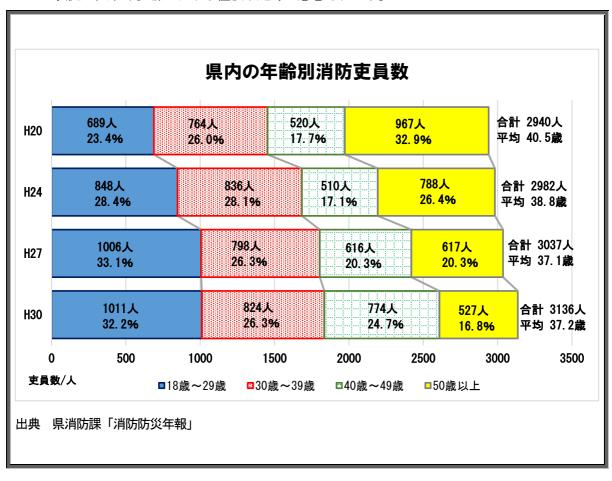
	10万人未満	10万人以上 30万人未満	3 0万人以上	県平均
消防ポンプ車	94. 5	100.0	95.0	96. 5
救急車	93.1	96.4	92. 9	94. 1
はしご車	20. 0	87. 5	100.0	68. 1
救助工作車	83.3	62. 5	100.0	81.9
消防水利	76. 1	69. 9	90.8	78.9
消防職員	72. 3	76. 0	90.7	79. 7

出典 消防庁「令和元年度消防施設整備計画実態調査」

(5) 県内の消防吏員数と年齢構成

県内の消防吏員数は、平成20年の2,940人から10年間で196人増加し、平成30年は3,136人となっています。また、平均年齢は、平成20年の40.5歳から、平成30年は3.3歳低下し、37.2歳となっています。

年齢構成別にみると、平成20年は全体に占める割合が最も多かった50歳以上の割合がいわゆる「団塊の世代」の大量退職等により32.9%から16.1%下がり、16.8%となっています。10年前に比して、特定の年代への偏りが解消されましたが、各種資格の保有状況の低下や現場における経験不足等が懸念されます。

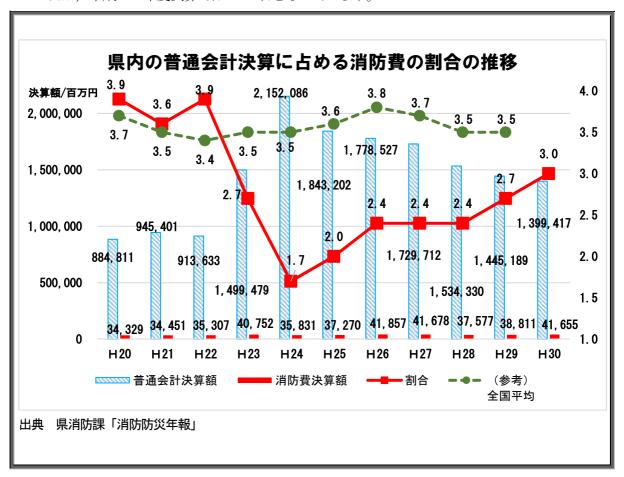


(6) 県内の消防費の状況

イ 普通会計決算に占める消防費の割合

過去10年における普通会計決算に占める消防費の割合を全国的にみると、毎年度3%台で 推移しています。

県内の消防本部における同割合の推移をみると、平成23年度以降は、東日本大震災の影響等により普通会計決算額が大幅に増額したことから、消防費の割合は1.7%まで低下しましたが、平成30年度決算では3.0%となっています。



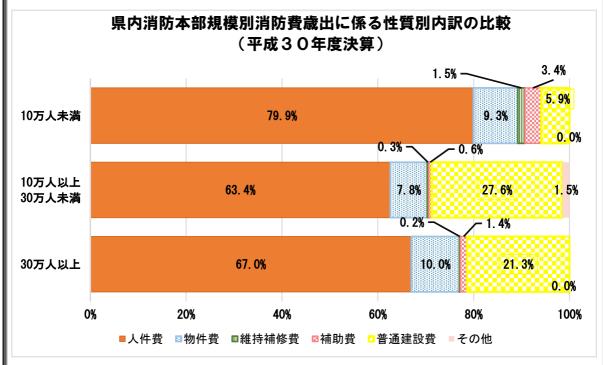
ロ 消防本部の規模別による消防費歳出

県内消防本部における平成30年度普通会計決算に占める消防費の割合を規模別にみると、10万人未満の小規模消防本部では2.1%、30万人以上の大規模消防本部では2.9%と1%近い差があります。

また、消防本部の規模別に消防費歳出に係る性質別内訳について人件費で比較すると、大規模消防本部における割合が67.0%であるのに対し、小規模消防本部では79.9%とその差が1割以上と顕著となっています。一方で、普通建設費の割合は、大規模消防本部の21.3%に対し、小規模消防本部では5.9%と3倍以上の差が生じています。このことから、小規模消防本部では大規模消防本部に比べて、人件費に係る経費が消防費歳出全体を圧迫し、多額の経費を要する施設整備費の捻出が難しくなっていると考えられます。

〇 県内消防本部規模別普通会計決算に占める消防費の割合(平成30年度決算)

消防本部の規模(管轄人口)	普通会計決算額(百万円)	消防費決算額(百万円)	割合(%)
10万人未満	58,147,406	1, 2 1 5, 0 1 6	2. 1
10万人以上30万人未満	137,669,327	3,006,469	2. 2
3 0万人以上	499,855,712	14,399,401	2. 9



出典 県消防課「消防防災年報」

第3 広域化対象市町村の組合せ

1 本県の消防広域化対象市町村及びその組合せに関する基本的な考え方

本県の広域化対象市町村とその組合せについては、第2-1(2)に記載した「宮城県消防広域 化検討会議」における検討結果に基づき、次の観点により検討しました。

- ① 原則として、県内の全市町村を広域化対象市町村とする。
- ② 消防本部を最小単位として広域化の組合せを行う。
- ③ 管轄人口30万人以上には固執せず、人口減少や高齢化などの将来の見通しを見据え、消防体制の維持・充実・強化が図られる効果的な規模とする。
- ④ 市町村の意向や住民の意見、地域の実情等を十分に考慮する。

2 広域化対象市町村の組合せの検討経過

(1) 消防広域化による効果

下記3つの案を基に、本県における消防広域化による効果を検証した結果、消防本部境界の解消による現場到着時間の短縮や、現場職員数の増加による消防体制の充実、予算規模の拡大による財政基盤の強化などが図られることが分かりました。

◇ 資料集

- 「資料1 消防広域化による効果検証一覧」
- 「資料2 消防広域化による現場職員増加見込一覧」
- 「資料3 消防広域化による救急車現場到着時間の短縮見込」

〇 本県の消防広域化の組合せ案について

■ 案1 1ブロック 県一本の消防本部体制

スケールメリットが最も効果的に発揮される組合せ

- 案2 3ブロック 県南部 県中部 県北部
 - (1) 県南ブロック(名取市,あぶくま地区,仙南地域)
 - ① 「県南サミット」により広域的行政のつながりがある。
 - ② 「仙南地域」と「名取市・あぶくま地区」において、地域を連絡する道路整備等が進んでいることから、今後一層の連携が期待される。
 - ③ あぶくま地区及び仙南地域では、将来は人口減少が予測されている一方で、名取市では、将来の人口 増加が予測されている。
 - (2) 県中ブロック(仙台市,黒川地域,塩釜地区)
 - ① 県の広域行政圏域から名取市及びあぶくま地区を除いたブロックである。
 - ② 従来から仙台地域と塩釜地区は「仙塩地区」として、黒川地域と塩釜地区は「宮黒地区」として広域 行政等の枠に組み込まれてきた経緯があることを考慮した。
 - ③ 仙台市及び塩釜地区では、将来は人口減少が予測されている一方で、黒川地域では、将来の人口増加が予測されている。

(3) 県北ブロック (栗原市,登米市,石巻地区,大崎地域,気仙沼・本吉地域)

- ① 県の広域行政圏域の北部地域、東部地域及び気仙沼地域を統合したブロックである。
- ② 全域において、著しい人口減少が予測されている。

■ 案3 5ブロック 県南部、仙台市、県中部、県東部、県北部

- (1) 県南ブロック(名取市,あぶくま地区,仙南地域)
 - ① 「県南サミット」により広域的行政のつながりがある。
 - ② 「仙南地域」と「名取市・あぶくま地区」において、地域を連絡する道路整備等が進んでいることから、今後一層の連携が期待される。
 - ③ あぶくま地区及び仙南地域では、将来は人口減少が予測されている一方で、名取市では、将来の人口 増加が予測されている。
- (2) 仙台市

管轄人口30万人を超えた大規模消防本部である。

- (3) 県中ブロック (黒川地域、塩釜地区)
 - ① 従来から「宮黒地区」として広域行政等の枠に組み込まれてきた経緯があることを考慮した。
 - ② 塩釜地区では、将来は人口減少が予測されている一方で、黒川地域では、将来の人口増加が予測されている。
- (4) 県東ブロック (登米市、石巻地区、気仙沼・本吉地域)
 - ① 県の広域行政圏域の東部地域及び気仙沼地域を統合したブロックである。
 - ② 全域において、著しい人口減少が予測されている。
- (5) 県北ブロック (栗原市, 大崎地域)
 - ① 県の広域行政圏域の北部地域である。
 - ② 全域において、著しい人口減少が予測されている。

(2) 検討会議における意見

現行計画策定時における平成19・20年度の第1回及び第2回宮城県消防広域化検討会議(以下「検討会議」という。)においては、本県の消防体制の現状及び将来について検証し、必ずしも消防体制が十分ではないことが確認されました。また、第3回及び第4回の検討会議では、消防広域化の必要性が確認され、併せて県3ブロックによる広域化を目指すことが妥当であるとの意見が大勢を占めました。

一方で、平成20年7月に県内消防本部及び市町村に行ったアンケート調査では、1ブロック案を推す意見が最も多く、次いで5ブロック、3ブロックという結果でした。

県は、検討会議における検討結果並びに県内消防本部及び市町村に行ったアンケート調査 結果を踏まえた上で、消防広域化のスケールメリットの効果とその実現性から総合的に判断 し、県南・県中・県北の3ブロックによる広域化を目指すこととし、その旨を現行の「宮城 県消防広域化推進計画」に記載しました。

◇ 資料集

「資料 5 市町村の消防広域化に関するアンケート結果概要」

「資料6 宮城県消防広域化検討会議 検討経過」

(3) 消防広域化を進める上で調整すべき課題等

市町村や消防本部、検討会議からあげられた消防広域化を推進する上で考えられる課題や不安として、消防団との連携の希薄化や職員の地理不案内等による現場到着時間の遅れ等がありましたが、これらは、新たな体制づくりを行う中における調整や、広域化後の運営面での工夫により、ほぼ解消可能であることが検証されています。

また、平成31年度以降は、消防広域化を実現したあぶくま消防本部における先進事例の共 有化を図ることにより、課題解決につなげることが可能となりました。

◇ 資料集

「資料4 消防広域化への調整・手続き等の検証」

(4) 「消防力カード」による現状の分析及び今後のあるべき姿の検討

平成30年4月1日付け消防消第81号消防庁長官通知「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について」において、消防本部は、自らの消防本部を取り巻く状況と消防力を分析し、今後の消防体制のあるべき姿を検討することとされ、当該分析及び検討に活用するツールとして「消防力カード」が示されました。

平成30年度、県は、各消防本部から提出された「消防力カード」の内容分析及び各消防本部に対するヒアリングを行いました。その結果、今後の人口減少社会や急速な高齢化の進展の中で、厳しい組織管理や財政運営に取り組みつつ、出動体制、保有する消防車両、専門要員等を確保し、十分な消防体制を維持することへの課題や不安を確認することができました。各消防本部からは、消防広域化の効果に対する期待の声もある一方で、これまでと同じレベルで地域密着性の高い消防サービスを提供できるかなど、消防責任を果たす上での様々な意見がありました。

(5) 市町村の消防の広域化に関する基本指針―部改正に伴う広域化対象市町村の組合せの再検 討

平成30年4月1日の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正を受け、県内の消防力の実情、消防本部の財政、人事管理の状況等を改めて分析したところ、今後の人口減少及び高齢化の急速な進展、消防需要の変化、災害や事故の多様化・大規模化等消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、必ずしも十分ではないことが再認識されました。以上のことから、国、県及び市町村が一体となって、消防力の維持・強化に当たって最も有効な手段とされている消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題になっています。

国においては、都道府県全体を一つの単位とした区域での広域化を理想としています。

しかしながら、本県において広域化を実現するためには、調整すべき課題が多く、相当の時間を要することが想定されることや検討会議における議論の結果等も踏まえ、より現実的な組合せを選択することとし、全県1ブロックの次に広域的な組合せである、県南・県中・県北の3ブロックによる広域化を当面の目標とすることとします。

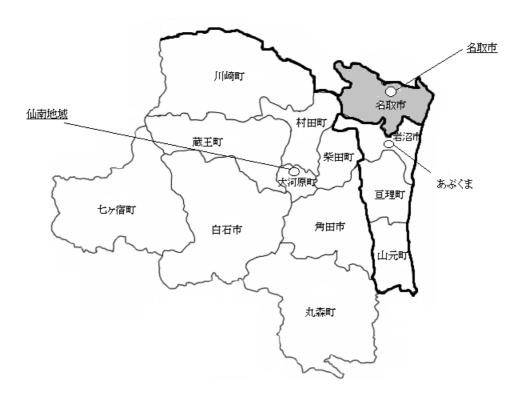
なお、当該広域化対象市町村の組合せについては、現在も5ブロック案を推す消防本部があることを考慮するとともに、今後の人口動態、市町村の財政状況及び消防に対するニーズの変

化等に対応させるため、随時見直しを行い、必要に応じて変更することとします。

市町村の消防の広域化は、市町村の自主的な意思によって進められるべきものであり、市町村においては、この組合せを参考として十分に検討され、将来の消防体制の充実・強化が図られることを期待するものです。

3 宮城県消防広域化推進計画の組合せ

(1) 県南ブロック



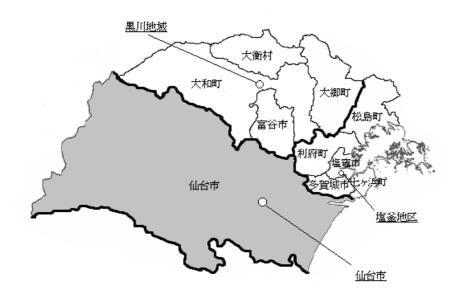
■ 管内の概況

	名 取	あぶくま	仙南	計
構成市町村数	1	3	9	1 3
面積(km)	98.17	198.63	1551.40	1848.20
人口(人)	78,672	89,860	171,130	339,662
署所数(所)	4	3	10	17
消防職員数(人)	98	124	230	452
消防ポンプ車(台)	6	6	17	29
救急車(台)	3	5	10	18
はしご車(台)	0	0	2	2
救助工作車(台)	1	2	1	4

■ 管内の特記事項

○ 仙台空港を有する。

(2) 県中ブロック



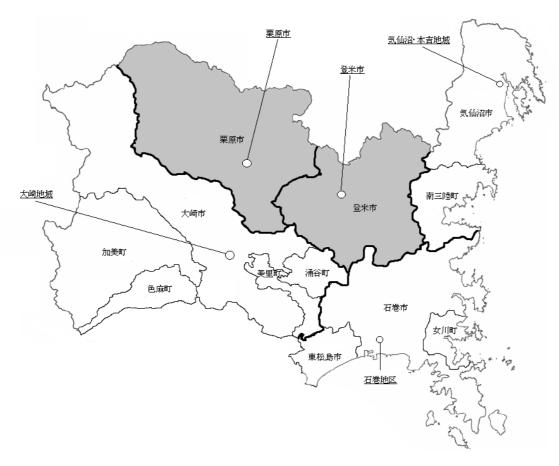
■ 管内の概況

	仙台	黒川	塩 釜	計
構成市町村数	1	4	5	10
面積(km)	786.30	417.00	148.70	1352.00
人口(人)	1,058,689	95,069	185,325	1,339,083
署所数(所)	2 6	4	6	3 6
消防職員数(人)	1, 145	145	217	1,507
消防ポンプ車(台)	3 8	6	8	5 2
救急車(台)	2 6	5	6	3 7
はしご車(台)	6	0	2	8
救助工作車(台)	8	1	1	10

■ 管内の特記事項

- 管轄人口が100万人を超える。(県全体の58.4%を占める。)
- 石油コンビナート特別防災区域を有する。
- 離島を有する。

(3) 県北ブロック



■ 管内の概況

	登 米	栗原	大 崎	石 巻	気仙沼	計
構成市町村数	1	1	5	3	2	12
面積(km)	536.12	804.97	1523.82	721.30	495.84	4082.05
人口(人)	79,417	67,829	200,947	190,112	76,145	614,450
署所数(所)	6	5	9	13	7	40
消防職員数(人)	153	161	316	362	185	1, 177
消防ポンプ車(台)	7	8	16	20	1 1	62
救急車(台)	7	5	11	13	7	43
はしご車(台)	0	0	2	1	1	4
救助工作車(台)	1	1	1	1	1	5

■ 管内の特記事項

- 管轄面積が県全体の半分以上を占める。
- 原子力発電所を有する。
- 離島を有する。

4 消防広域化重点地域の指定について

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」三3 (1) において、「十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。」とされています。

(2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定

消防広域化重点地域は、①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域、及び②広域化の気運が高い地域について、都道府県知事が指定できることになっています。

宮城県では、平成26年12月1日に岩沼市、亘理町及び山元町(岩沼市消防本部及び亘理地区行政事務組合消防本部)を当該地域として指定し、消防広域化推進に係る取組を重点的に進め、平成31年4月1日、消防広域化を実現しました。

平成30年4月1日の基本指針の一部改正では、①特定小規模消防本部(消防吏員数が50人以下の消防本部)、②非常備市町村、③広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部を可能な限り消防広域化重点地域に指定することが望ましいとされました。

今後,広域化の気運が高まった地域については,随時「消防広域化重点地域」に指定し, 推進計画に位置付けた上で,その取組を他の地域よりも先行して集中的に推進することとし ます。

5 消防の連携・協力について

(1) 消防の連携・協力の意義

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」三4において、「消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を尊重する必要がある。」とされています。

(2) 消防の連携・協力の具体例

「消防の連携・協力」の具体例については、「消防の連携・協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知)第1-2(3)により以下のとおり示されています。

イ 指令の共同運用

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されるほか、災害情報について、消防本部間で様式を統一することによって、統計資料として活用することが容易になります。また、「直近指令」や「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることが可能となります。

ロ消防用車両の共同運用

はしご車や特殊災害車両等出動頻度が比較的低い車両について,共同で整備することにより, 車両の購入費や維持管理費を効率化することができます。また,より高度な車両の配置が可能 となり,複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

ハ 境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において、複数の消防本部がそれぞれ署所を配置すると、圏域全体にみて非効率になる場合があります。この場合、署所の設置を共同化することにより、境界付近の消防力の効果的・効率的な確保が期待できます。

二 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力 予防業務における違反処理や火災原因調査には、高度な専門的知識が必要であるとともに、 消防法の基準に対する的確な対応も求められます。予防業務における連携・協力を実施することにより、ノウハウの共有や職員の知識及び技能の向上が期待できます。

ホ 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識及び技能が求められる業務については、中核的な 消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより、圏域全体の消防力の 向上を図ることができます。

へ 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時には、早期に必要な部隊の集結及び活動能力の大幅な増強を図ることが可能となり、災害対応能力の強化が期待できます。

(3) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において、連携・協力対象市町村の組合せを 定めるに当たっては、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な連携・協力を尊重す ることとされていますが、一方で、都道府県においても、どの市町村間でどのような連携・ 協力が可能であるかについて、広い視野で検討することとされています。

県においては、推進計画に位置付けることが望ましいとされている連携・協力のうち、整備費の削減、現場要員の充実等の効果が最も見込まれる高機能消防指令センターの共同運用について、対象とする市町村等の組合せも含めて、消防本部等と緊密に連携を図りながら検討します。また、実際に高機能消防指令センターの共同運用化を推進しようとする市町村等を「連携・協力対象市町村」に指定し、推進計画に位置付けた上で、その取組を積極的に支援します。

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

消防組織法第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他必要な援助等について定められていることを踏まえ、県では、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置について、以下のとおり実施します。

1 消防広域化を推進するための体制の整備

県は、県内の消防広域化に関する気運の醸成を図るため、本計画の内容及び消防広域化に関する 説明会等を開催するほか、市町村間における研究や検討、合意形成等に向けた調整等を行います。

2 消防広域化重点地域及び連携・協力対象市町村の指定

県は、消防広域化の気運が高い地域を「消防広域化重点地域」に指定するほか、高機能消防指令 センターの共同運用等の連携・協力に取り組もうとする市町村等を「連携・協力対象市町村」に指 定し、その自主的な取組を支援します。

3 消防広域化の実現に向けた取組に対する支援

(1) 消防広域化協議会の設立支援

県は、消防広域化に必要となる事項を協議する協議会の設立に対し、指導・助言を行うほか、財政的な支援を行います。

(2) 消防広域化に必要な支援

県は、消防広域化に必要となる「広域消防運営計画」の策定及び消防広域化後の新たな消防組織の設立準備に対し、指導・助言を行うほか、財政的な支援を行います。また、消防広域化に伴う法的調整や行政事務手続等に関する相談を受け付けるほか、関係機関との調整を行います。

4 消防広域化に関する国への要望

県は、消防広域化に関する財政措置や財源確保等をはじめとする各種支援策の継続を国に要望します。

5 消防広域化についての調査研究

県は、消防広域化に必要となる調査や研究を行います。

6 消防広域化に関する情報提供

県は、消防広域化について、ホームページへの掲載やリーフレットの配布、講演会や研修会における説明等を行い、その普及啓発や情報提供に努めます。

7 本計画の変更に関する取扱等

今後、社会情勢の変化等により、消防広域化対象市町村の組合せの変更等が必要となった場合には、県は、本計画の内容を改定し、積極的に消防広域化を推進します。

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制及び事務処理等が行われることが重要です。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることになりますが、その場合、 広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村もしくは委託市町村(以下「構成市町村等」 という。)との意思疎通及び情報共有に特に配慮する必要があります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

前述のように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要ですが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約及び規程等において定めることが有効です。

(1) 組合の方式による場合

- イ 経常的経費及び投資的経費それぞれについて、構成市町村等ごとの負担金の額又は負担割合 等に係る基本的なルール
- ロ 職員の任用、給与及び教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ハ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ニ 部隊運用及び指令管制等に関する計画を策定すること。
- ホ 災害時等に構成市町村等の長と消防長,消防署長又は消防団長が緊密に連携することができるよう相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- へ 構成市町村等間における定期的な連絡会議の開催,消防長の専決対象の明確化等構成市町村 等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ト 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- イ 委託料に係る基本的なルール
- ロ 災害時等に委託市町村の長と消防長,消防署長又は消防団長が緊密に連携することができるよう相互連絡,情報共有等に関する計画を策定すること。
- ハ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

第6 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な消防の広域化の対象から除外され、市町村の合併等消防団の沿革やその他特段の事情がある場合を除き、消防力の整備指針第35条の規定に基づき一市町村に一団を置くこととされています。このことから、消防広域化後の消防本部と消防団の間において、地域の事情に応じた緊密な連携の確保が必要となり、具体的には、次のような方策が考えられます。

- イ 平素から各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等を実施する。
- ロ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所間の連携確保を図るための消防署所への消防団連絡調整担当の配置,定例的な連絡会議の開催等
- ハ 常備消防と消防団間の連絡通信手段の確保

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務です。また、 関係部局、関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施すること が必要です。

市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局の間において、地域の実情に応じた緊密な連携の確保が必要となり、具体的には、次のような方策が考えられます。

- イ 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務 委託する。
- ロ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署所長による協議会を設置する。
- ハ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所間の連携確保を図るため、定例 的な連絡会議を開催するほか、各市町村の災害対策本部に各消防署所の消防職員を派遣する。
- ニ 防災・国民保護担当部局と消防本部の間で人事交流を行う。
- ホ 総合的な合同防災訓練を実施する。
- へ 防災・国民保護担当部局と消防本部間の情報通信手段の充実を図ることにより,連絡体制を 強化する。
- ト 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置し,24時間体制を確保する。

宮城県消防広域化推進計画 資料集

平成20年12月 平成28年3月変更 令和2年3月改定

宮城県

資料1 消防広域化による効果検証一覧

広域化により 期待できる効果			組合せ案別検証		
		1ブロック	3ブロック	5ブロック	
		・県1ブロック←1 2消防本部	・県南ブロック←4消防本部・県中ブロック←3消防本部・県北ブロック←5消防本部	・県南ブロック←4消防本部 ・仙台市(現行のまま) ・県中ブロック←2消防本部 ・県東ブロック←3消防本部 ・県北ブロック←2消防本部	
	①より近い消防署から	管轄の垣根を除き(境界区域の解消)、迅速かつ最近隣の消防署から出動。			
1 広域的な消防体制	消防車や救急車が出 動	20箇所の境界区域を解消。 県内の境界区域がなくなるので効果が 最大。	15箇所の境界区域を解消。 (県南5箇所、県中3箇所、県北7箇所)	10箇所の境界区域を解消。 (県南5箇所、県中1箇所、県東3箇所、 県北1箇所)	
		管轄が大きくなれば、 出動対象の消防署も増 え、柔軟な出動体制が確保できる。 境界付近の効果が大きい。			
	②火災現場に多くの消 防車両が出動	効果大きい。 面積は広くなるが、県全域での出動が 可能なため、出動する台数・署所の調 整が容易。		効果小さい。 県中、県東、県北について、県境や海岸に接し、かつ面積も広く、現管轄境 界区域の解消が少ないため、出動台 数・署所の調整が困難。	
		はしご車未所有の管轄の解消。中高層建築物や高速自動車道などの特殊災害対象物を特定した効率的効果的な			
	③はしご車や救助工作 車などの共有	配置により、高額な消防車両の重複投 効果大きい。	効果あり。	効果小さい。	
		県全域が対象となるため、最も効率的 効果的な配置が可能。	広い管轄区域が対象となるため、効率 的効果的な配置が見込める。	県中、県東、県北について、広域化す る消防本部数が少なく、所有台数不足 の消防本部が存在し、重複投資回避か 見込めない。	
	④消防署の適正配置に よる現場到着時間の 短縮	消防本部境界付近の 隣接消防署を統合 し、 新たに別な地域に消防署を設置 。			
		7箇所程度を統合し、新設が可能か。	4箇所程度を統合し、新設が可能か。 (県中1箇所、県北3箇所)	2箇所 程度を統合し、新設が可能か。 (県東1箇所、県北1箇所)	
2 現場職員 の増加		概算で現場職員 約100名増加	概算で現場職員 約80名增加 (県南約20名、県中約8名、県北約52 名)	概算で現場職員 約65名増加 (県南約20名、県中約8名、県東約25 名、県北約12名)	
	①消防点検調査回数を 増加して火災を減ら す	専任の予防担当者が増加すれば、消防点検調査回数の増加や火災原因調査体制の向上に直接影響するため、増加数が多ければ多いほど効果がある。 また広域的であればあるほど、消防本部に配置される専門的な予防担当チームが充実し、よりクオリティの高い予防業務を管轄内へ波及させる効果が期待できる。 効果大きい ◆ 効果小さい			
	②すぐに出動できる消 防車が増える	現場職員が増加すれば、 隊員数の不足により消防隊を組織できず出動できないケースを解消 できるため、増加数が多ければ多いほど効果がある。 効果大きい ◆ 効果小さい			
	③消火するためのポン プが増える	現場で活動する隊員が増加すれば、 消火ポンプ(2名で1本)を多く使用する ことができて、消火時間が早くなるため、増加数が多ければ多いほど効果がある。また、現場で活動する隊員の増加は、 隊員をはじめ現場付近の住民の安全性を向上 させる。 効果大きい ◆ 効果小さい			
	④すぐに出動できる救 急車が増える	現場職員が増加すれば、消防活動と救急活動の兼務による一方の出動が不可能となるケースを解消できるため、 増加数が多ければ多いほど効果がある。 効果大きい ◆ 効果小さい			
	⑤現場活動のレベルが 向上する	現場職員の増加と広域的人事ローテーションにより、 研修や派遣等 の機会を増やし、かつ 年齢構成の平準化 を図り、さらに人事交流による 職員の意識やモチベーションが向上 するなど、増加数が多ければ多いほど、また広域的であればあるほど効果がある。 効果大きい			
		合同で指令(出動命令)センターを設置	置することで、予算規模が大きくなり、 建設	費を縮減し、高度なシステムの維持管	
3 予算規模の拡大	①高度な出動命令シス テムの導入	理も可能 となるため、予算規模が大き 効果大きい ◆	ければ大きいほど効果がある。 	効果小さい	
	②消防車や救急車など の計画的な整備	予算規模の拡大により、 管轄内の消 り 算規模が大きければ大きいほど効果が	5署へ、最適かつ計画的に 消防車や救 ある。	急車の 買い換えが可能 になるため、予	
		効果大きい ◆		効果小さい	
		また、予算規模の拡大により、以下のと 単年度で、高額な消防車両や資機	おりはしご車などの高額な消防車両や資 材のほとんどを購入可能。	機材の購入が可能になる。 単年度での、高額な消防車両や資機 材の購入困難。	
	③消防署の建て替えを 計画的に	予算規模の拡大により、 築40年経過 ・ 大きいほど効果がある。 効果大きい ◆	する消防署 の建て替えを計画的に行うこ。		
	④消防救急無線のデジ タル化の費用を減ら す	予算規模の拡大により、 平成28年5 月 指令センターの整備を各消防本部で雲 ロックの場合29億円の減(事業費45 なお、アンテナ等の無線設備のデジタ	引まで行う消防救急無線のデジタル化 を備すると74億円だが、1プロックの場合 5億円)、5プロックの場合24億円の減 ル化は県1本で整備することが決定してい	の費用を減らすことができる。概算では、 39億円の減 (事業費35億円)、 3ブ (事業費50億円)となる。 る。	
	9	効果大きい ◆		効果小さい	

資料2 消防広域化による現場職員増加見込み一覧

現体制

構成		構成	面積	人口	消防	本部職員	卡 坦	日りか数	
地域		消防本部	市町 村数			職員数	現有数	本部職員	見込み数 現場職員増分
仙台市	仙台市		1	(km²) 784	(千人) 1,027	(人) 1, 062	(人) 127	(<u>)</u>	0
名取市	名取市		1	100	69	93	20		
岩沼市	岩沼市		1	61	44	47	12		
登米市	登米市		1	536	88	149	33		
栗原市	栗原市		1	805	79	142	28		
黒川地域	黒川地域		4	417	82	110	23		
石巻地区	石巻地区		3	723	220	347	39		
<u> </u>	塩釜地区		5	150	191	225	38		
<u> </u>	亘理地区		2	138	53	72	19		
山南地域	仙南地域		9	1, 551	190	193	19		
大崎地域	大崎地域		5	1, 524	217	321	29		
気仙沼地域	気仙沼地域		3	497	95	189	23		
県計		12消防本部	36	7, 286	2, 355	2, 950	410		
案1 シミュレーシ	ョン		_						
1ブロック案			36	7, 286	2, 355	2, 950	410	約310	約10
案2 シミュレーシ	ョン								
3ブロック案			36	7, 286	2, 355	2, 950	410	約330	約80
県南	4消防本部	名取市, 岩沼市, 仙南地域, 亘理地区	13	1, 850	356	405	70	約50	約2
県中	3消防本部	仙台市, 黒川地域, 塩釜地区	10	1, 350	1, 300	1, 397	188	約180	約
県北	5消防本部	登米市, 栗原市, 大崎地域, 石巻地区, 気仙沼地域	13	4, 086	699	1, 148	152	約100	約5
案3 シミュレーシ	ョン								
5 ブロック案			36	7, 286	2, 355	2, 950	410	約345	約6
県南	4消防本部	名取市, 岩沼市, 仙南地域, 亘理地区	13	1,850	356	405	70	約50	約2
仙台市	1消防本部	仙台市	1	784	1,027	1, 062	127	約127	
県中	2消防本部	黒川地域,塩釜地区	9	566	273	335	61	約53	糸
県東	3消防本部	登米市, 石巻地区, 気仙沼地域	7	1, 757	403	685	95	約70	約2
県北	2消防本部	栗原市, 大崎地域	6	2, 329	296	463	57	約45	約1

※出典:面積は「平成18年全国都道府県市区町村別面積調」、人口は「宮城県推計人口(平成18年10月1日基準)」、構成市町村数及び消防職員数は「平成19年度消防防災・震災対策現況調査表」、本部職員現有数は平成19年度に 行った個別調査による(本部職員数が平成18年度現在の数値であることから、面積等のデータについても、平成18年度現在の数値とした。)。

[※]シミュレーションは、消防本部における総務部門や警防部門等の部門別に広域化後に必要と考えられる人数を仮算出して積み上げた数値である。

資料3 消防広域化による救急車現場到着時間の短縮見込み

- " "	現管轄での最も近い署所				他管轄で最も近い署所				短縮状況	
目的地	現管轄 消防本部	出動署所	目的地ま での距離	左の 時間換算	他管轄 消防本部	出動署所	目的地ま での距離	左の 時間換算	距離	時間
東和町米川・サン東和ゴルフガーデン付近		登米市消防署	22.5	22分30秒	気仙沼地域	本吉分署	10.5	10分30秒	12. 0	12分0秒
東和町米谷・平倉集会所		登米市消防署	14.9	14分54秒	気仙沼地域	南三陸消防署	11.7	11分42秒	3. 2	3分12秒
豊里中学校	登米市	津山出張所	8.1	8分6秒	石巻地区	桃生出張所	3. 4	3分24秒	4. 7	4分41秒
南方町長者原地区		登米市消防署	11.8	11分48秒	大崎地域	田尻出張所	8.9	8分54秒	2. 9	2分54秒
石越駅	37.	登米市消防署	12.6	12分36秒	栗原市	若柳分署	4.1	4分5秒	8. 5	8分30秒
瀬峰駅	西店士	築館消防署	13. 1	13分6秒	大崎地域	田尻出張所	8.0	8分0秒	5. 1	5分6秒
高清水台町地区	栗原市	築館消防署	12.5	12分30秒	大崎地域	田尻出張所	7.7	7分42秒	4.8	4分48秒
岩出山字上真山堂の沢集会所	十峽地世	古川消防署	18.5	18分30秒	栗原市	築館消防署	10.4	10分24秒	8.1	8分6秒
涌谷町三軒屋敷二号地区	大崎地域	涌谷消防署	4.9	4分54秒	石巻地区	河南出張所	2.3	2分18秒	2.6	2分36秒
桃生町樫崎山田地区	石巻地区	河北消防署	6.9	6分54秒	登米市	津山出張所	5.8	5分48秒	1.1	1分6秒
東松島市西福岡大日向地区	口合地区	鳴瀬出張所	9.9	9分54秒	大崎地域	鹿島台分署	7.4	7分24秒	2. 5	2分30秒
南三陸町戸倉・長清水海水浴場	気仙沼地域	南三陸消防署	13.4	13分24秒	石巻地区	北上出張所	12. 1	12分6秒	1.3	1分18秒
大和町鶴巣山田地区	田川本年	黒川消防署	10.9	10分54秒	塩釜地区	利府消防署	5. 9	5分54秒	5. 0	5分0秒
松島チサンカントリークラブ大郷コース	黒川地域	大郷出張所	9.0	9分0秒	塩釜地区	松島消防署	6.8	6分48秒	2. 2	2分12秒
名取市堀内地区	名取市	名取市消防署	7.2	7分12秒	岩沼市	岩沼市消防署	1.0	1分0秒	6. 2	6分12秒
亘理町新一里壇地区	亘理地区	亘理消防署	7.3	7分18秒	岩沼市	岩沼市消防署	2.7	2分42秒	4. 6	4分36秒
角田市磐城東根局	仙南地域	角田消防署	7.6	7分36秒	亘理地区	亘理消防署	3. 4	3分24秒	4. 2	4分11秒

[※]時間換算は、時速60㎞で計算している。

[※]目的地は、各消防本部管轄で境界域にあり住民等が集中している地域をピックアップしたものである。

[※]現管轄で最も近い署所は、目的地に対して一般道を使用して最も近いと考えられる現管轄内の救急車配置署所である。

[※]他管轄で最も近い署所は、目的地に対して一般道を使用して最も近いと考えられる他管轄内の救急車配置署所である。

資料4 消防広域化への調整・手続き等の検証

	項目	項目の説明	左の検証等		
	署所の廃止	広域化に併せて署所が廃止されて減少 する懸念	現場到着時間の短縮など効果的な配置のため、署所の位置を移動する可能性はあると考えるが、基本的には現体制を維持しながら、さらなる消防力の充実を図るものである。		
住民 サービス	消防団の統合	広域化に併せて消防団が統合される懸 念	消防団は 広域化の対象外 。		
	医療圏との整合性	広域化により医療圏と消防本部が一致 しない状況となる	救急搬送においては、現在も、消防の管轄圏と同一の医療圏を越えて 対応する場合もあることから、医療圏の違いによって救急業務に影響が 出ないような体制づくりが可能である。		
	窓口遠方	許認可窓口等が遠方となる	消防本部がなくなっても、現消防署所は存続するため、現消防署所での窓口対応を継続するなどの体制づくりが可能である。		
	職員の削減	広域化により職員数を削減される恐れ はないか	現在でも職員数が充分とは言えない状況であり、広域化は現場要員の 増強を図るものであり、人員削減を目的としたものではない。		
	職員の地理不案内	遠隔地へ異動すると地理に不案内となり、現場への出動に支障が生じないか	基本的には現管轄内での異動が多数であると想定される。現在も異動後には管内パトロール等により地理の不案内を短期間に解消しており、また広域化によりナビゲーションシステム等の高機能な指令システムの導入が可能となるため、より迅速かつ正確な対応が期待できる。		
消防力	通勤距離の増 遠隔地へ異動すると通勤距離が長くなる		本部勤務及び地域間交流による異動により遠隔地勤務となることもあり 得るが、現体制の維持を基本とし、現管轄内での異動が多数であると 想定され、通勤距離が増す職員は多くないと考える。		
	単独消防から 組合消防へ 単独消防から組合消防となることによる 構成市町村の調整		組織体制は一部事務組合のほか、委託方式でも可能であり、また一事務組合方式であっても予算確保や事業承認などについて構成市村との調整が必要となるが、スケールメリットが得られることから、効率効果的な予算運用によるメリットが大きい。		
	市町村防災部局 との連携 消防本部が遠方となることによる、市 村防災部局との連携確保		現消防本部と併設されている消防署を基幹消防署とするなどの仕 づくりにより現在の連携は十分確保でき、また広域化することにより		
	消防団との連携	消防本部が遠方となることによる消防団 との連携確保	地域との協力体制をはじめとした関係強化等のメリットがあると考える。		
	初期投資の経費	名称変更等に係る初期投資費用が発生 する	名称(車、庁舎)、被服、電算システム等の変更による初期費用が発生するが、それらはいずれ更新してゆくものであり、広域化後のスケールメリットを考えれば長期的には予算の縮減につながると考える。		
	消防力均一のための経費増	消防力を均一化することにより経費が増 す可能性あり	国の基準では消防力均一化は求めていない(防火対象物の密接状況により配置する消防力が変わる)。現行消防力を基本として、現消防力が低下しない体制を図ることが可能である。		
経費	遠隔地勤務者の 住居や通勤	遠隔地勤務者の住居対策や通勤手当 等の増加	遠隔地への異動による住居手当や通勤手当、本部から目的地への 動距離が長くなることによる旅費など、経費の増加が見込まれるが、 域化後のスケールメリットを考えれば全体的には予算の縮減につなか る。		
	広域化による 旅費の増加	広域化により本部からの旅費が増加			
	事務組合費の増	新事務組合の場合、新たに事務組合費 が発生	一部事務組合方式とした場合、新たに新事務組合費用(新管理者の 人件費や事務費用等)が発生するが、広域化後のスケールメリットを考 えれば全体的には予算の縮減につながる。		
	給与・手当の 統一化	各本部で取り扱いが異なる給与や手当 の統一化			
	階級や役職の 統一化	各本部で取り扱いが異なる階級や役職 の統一化	の嫌の体。ルナイストベル亜人切発油 ウェガ 目 <i>仕も</i> ない		
	新事務組合の 設置事務	新事務組合を設置する事務手続きが必 要	組織の統一化を行う上で必要な協議決定事項。具体的には、広域化 運営協議会等を設立して協議を行うことになる。情報収集や先進事例 の検証など国や県が必要な支援を積極的に行うことにより、より円滑な		
	広域化後の 本部位置	広域化後の本部(中枢機能)をどこに設置するか調整が必要	調整を推進することが可能になる。		
その他	負担金の調整	広域化後の構成市町村の負担金の調 整が必要			
	事務組合内の 他業務との関係	現組合から消防事務がなくなることによ る他業務への影響	組合内の主たる業務である消防がなくなれば、ゴミや火葬などの他の 業務のみ現組合で存続することになるが、消防と同規模の組合とすることも含め、実情に応じて対応することは可能である。		
	本部庁舎建築後間もない	本部庁舎建築が無駄にならないか	基幹消防署として今後も活用する施設であり、また、市町村防災部局 や消防団、自主防災組織、地域の防災拠点などこれまで同様の有効 活用を図ることが可能である。		

資料5 市町村の消防広域化に関するアンケート結果概要

○アンケート期間:平成20年7月11日~平成20年7月28日

○アンケート対象:各市町村・各消防(局)本部

消防体制の課題 有無

選択肢	消	方本部	市町村		
迭扒汉	数	率	数	率	
課題あり	11	91.7%	27	75.0%	
課題なし	1	8.3%	7	19.4%	
わからない	0	0.0%	2	5.6%	
計	12		36		

現在の消防費 予算

選択肢	消	消防本部		市町村
进机权	数	割合	数	割合
不足	4	33.3%	10	27.8%
やや不足	7	58.3%	16	44.4%
ちょうど良い	1	8.3%	5	13.9%
充分である	0	0.0%	4	11.1%
わからない	0	0.0%	1	2.8%
計	12		36	

将来の消防費 支出

// // // // // // // // // // // // //					
選択肢	消防本部		市町村		
进机双	数	割合	数	割合	
増加する	2	16.7%	18	50.0%	
やや増加する	8	66.7%	7	19.4%	
現状程度である	1	8.3%	7	19.4%	
減少する	1	8.3%	4	11.1%	
わからない	0	0.0%	0	0.0%	
計	12		36		

将来の消防費 予算

755+12 H 1.	消	防本部	市町村		
選択肢		割合	数	割合	
全体予算が減少しても維持	4	33.3%	9	25.0%	
全体予算が減少すれば見直し	7	58.3%	26	72.2%	
わからない	0	0.0%	0	0.0%	
欄外回答	1	8.3%	1	2.8%	
計	12		36		

◇欄外回答

- ・全体予算と消防費は別札のであり、安全安心は 住民の生活基盤であるため、必要最小限の予算 は確保する。
- ・全体的な予算額とは別札のと考える。住民の安心・安全は生活の基盤, 最小限の予算の確保は必要と考えている。

消防広域化の効果

選択肢	消	消防本部		市町村
进机权	数	割合	数	割合
有り	5	41.7%	18	50.0%
やや有り	4	33.3%	15	41.7%
無し	3	25.0%	3	8.3%
計	12		36	

消防広域化の効果がない理由

- ・現体制衰退。適正配置署所体系崩壊。むしろ無線・高額資機材の共有化を。予算増。市民サービス低下。
- ・管轄面積・地域特性への考慮なし。実情にあった消防防災行政困難。
- ・現状消防力で対応可能。大規模災害には応援体制で。財政上の効果以外効果なし。
- ・守備面積が拡大し、消防力の低下や住民不安につながる。
- ・署所統廃合の可能性があり、現場到着時間が増大し、サービス低下の懸念あり。

消防広域化に対する課題または不安

選択肢	消	防本部	市町村		
	数	割合	数	割合	
有り	9	75.0%	18	50.0%	
少し有り	3	25.0%	15	41.7%	
無し	0	0.0%	3	8.3%	
計	12	 	36		

消防広域化の必要性及び実現時期

選択肢		消防本部		市町村
送水板	数	割合	数	割合
早急実現	0	0.0%	0	0.0%
広域化期限(H24年度)	2	16.7%	11	30.6%
デジタル化期限(H28年度)	5	41.7%	18	50.0%
期限設定せず検討継続	4	33.3%	6	16.7%
将来的にも広域化不要	1	8.3%	1	2.8%
計	12		36	

広域化ブロック案

選択肢	消防本部		市町村		
进扒双	数	率	数	率	
1ブロック案	5	45.5%	23	65.7%	
3ブロック案	1	9.1%	5	14.3%	
5ブロック案	4	36.4%	5	14.3%	
その他案	1	9.1%	2	5.7%	
計	11		35		

◇その他案

- ・互いに効果が期待できる消防本部と実現に向けた 検討を重ねる
- •仙台市,塩釜地区
- ・栗原,登米ブロック

広域化の実現可能性が出てくるための状況と時期

- ・消防庁舎整備、大量退職による職員採用計画、また消防団や関係機関との連携強化期間が必要。
- ・デジタル化を乗り越えることが重要課題。
- ・1ブロック実現可能時期。
- ・関係団体の了承が先。具体的時期はその後。
- ・時期を決めるためにも検討必要。
- ・都市型地域と農村地域、漁村型地域及び観光型地域での消防体制について検討不十分。

※未回答[2]

将来的にも実現する必要がないと考える理由

- ・管轄内の地理的条件や地域事情にあった消防防災のあり方を重視した消防防災行政を推進。
- ・地域環境により行政に違いあり。広域化による行政に不安あり。

消防救急無線の共同運用の推進

選択肢	消防本部		市町村		
送扒以	数	率	数	率	
推進必要	7	58.3%	27	75.0%	
推進不要	0	0.0%	0	0.0%	
検討したい	5	41.7%	9	25.0%	
計	12		36		

資料6 宮城県消防広域化検討会議 検討経過

1 宮城県消防広域化検討会議検討経過

第1回宮城県消防広域化検討会議

日時: 平成19年8月2日(木) 午後4時から

場所:宮城県行政庁舎4階 庁議室

内容:宮城県の市町村消防の現状と課題及び広域化について

第2回宮城県消防広域化検討会議

日時:平成19年11月19日(月)午後3時から

場所:宮城県行政庁舎4階 特別会議室

内容:宮城県の市町村消防の現状と課題及び広域化について

第3回宮城県消防広域化検討会議

日時: 平成20年5月26日(月) 午後3時30分から

場所:宮城県行政庁舎9階 第一会議室 内容:宮城県の消防広域化について

第4回宮城県消防広域化検討会議

日時:平成20年11月19日(水)午後4時から

場所:宮城県行政庁舎4階 特別会議室

内容:宮城県消防広域化推進計画(案)について

2 宮城県消防広域化検討会議委員名簿

年度	氏 名	役 職 名
H19,20度	大滝 精一	東北大学大学院経済学研究科教授
H19,20度	木下 淑恵	東北学院大学法学部准教授
H19,20度	佐藤 清吉	宮城県市長会副会長
H20度	井口經明	
H19,20度	跡部 昌洋	宮城県町村会副会長
H19度	伊東 潤造	社団法人宮城県医師会副会長
H20度	登米 祐也	<u> </u>
H19,20度	坂本 長男	財団法人宮城県消防協会会長
H19,20度	吉田 八重子	宮城県婦人防火クラブ連絡協議会会長
H19,20度	藤橋 孝彰	宮城県消防長会会長
H19度	工藤司	宮城県消防長会副会長
H20度		消防庁消防広域化推進アドバイザー
H19度	三浦 俊一	宮城県総務部長
H20度	石山 英顕	当·

[敬称略]

資料7 消防組織法(抜粋)

第4章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

- 第31条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。) を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。 (基本指針)
- 第32条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第1項において「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - (2) 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
 - (3) 次条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に関する基準
 - (4) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - (5) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

- 第33条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - (3) 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の 対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
 - (4) 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
 - (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

- 第34条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の 円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第2項において「広域消防運営計画」という。)を作成す るものとする。
- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - (2) 消防本部の位置及び名称
 - (3) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

- 第35条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 2 広域化対象市町村が第33条第2項第3号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該 広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債につい ては、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするもの とする。

資料8 市町村の消防の広域化に関する基本指針

○消防庁告示第33号

消防組織法(昭和22年法律第226号)第32条第1項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

平成18年7月12日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

にいる。、ベロ、東吸い多様に及い人規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。 しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには,市町村の消防の広域化により,行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極 めて有効である。具体的には、広域化によって、

災害発生時における初動体制の強化

統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

救急業務や予防業務の高度化及び専門化

財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等,消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。 こうしたことから、平成6年以降,自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は,最

も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にあった。そこで、平成18年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組み の創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模 を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を 行った

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところ であるが,本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成24年度末には平成18年4月から更に 27本部が減少し、消防本部数は784本部となり、平成25年に改正された本指針の新たな推進期限としていた平 成30年4月1日には更に56本部が減少し、消防本部数は728本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や 消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口10万未満の小規模な消防本部(以下「小規模消防本部」という。)が全消防本部数の約6割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。一方で、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きく変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。 さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。 また、消防力に関して、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に規定する消防力に対する整備率を見ると、平成27年4月1日現在、消防職員については77.4%、消防水利については73.6%にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口30万以上の消防本部が87.0%である一方、小規模消防本部においては、66.1%にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。 さらに、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

加えて、近年の東日本大震災での教訓や自然災害の多発、大規模市街地火災等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえても、広域化による小規模消防本部の解消が重要である。以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となってい

消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- 消防庁長官による基本指針の策定
- 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成 4
- 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされて いるため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。加えては、一部事務組合等の共同処理とは事務委託の方式により行われることとなるが、関係市場により、

町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択すること が必要である。

平成30年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成18年の消防組織法の改正後、平成30年4月1日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成18年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、依

然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。 まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織 り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本

的に議論する必要がある。

また、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成20年及び平成 21年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことからも明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まって いる。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等につい て、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成18年以降の10年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要がある。その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあ

り方を再度議論していく必要がある。 なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域 (以下「消防広域化重点地域」という。) については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとす

あわせて、消防事務の一部について、柔軟に連携・協力を行うこと(以下「消防の連携・協力」という。)について 推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報提供その他の必要な支援を行う 役割を果たすことが期待される。

国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町 村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道 府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

相談体制の確保充実 (4)

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広 域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域 化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

財政措置

広域化関連事業

) 広域化関連事業 都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指 針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費につい て所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交 付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 284条第1項の地方公共団体の組合(以下「組合」という。)で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの 若しくは広域化を行う広域化対象市町村(以下「広域化対象市町村等」という。)に対して、当該広域化対象 市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずるこ しの対いたる、後の財政は農を選ばる

- けが付等が広域相の建智に回忆達成するために行う事業に安する経費等に スペモ、財政連督に文庫を至することのないよう、次の財政措置を講ずる。 なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。 (i) 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。)に伴う広域消防 運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税 措置を講ずる
- 市町村の消防の広域化(平成36年4月1日までに行われるものに限る。)に伴い、広域消防運営計画 又は消防署所等(消防署,出張所及び指令センターをいう。以下同じ。)の再編整備計画(以下「広域消防運営計画等」という。)に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。)の増改築(広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置) 付けられたものについては、新築を含む。)であって、当該広域化後10年度以内に完了するもの(ただし、広域化前に完了するものを含み、平成18年の消防組織法の改正に基づいて平成30年4月1日まで に広域化した消防本部にあっては平成40年4月1日までに完了するもの。(iii) において同じ。) に要す

る経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- 市町村の消防の広域化(平成36年4月1日までに行われるものに限る。)に伴い、統合される消防本 (iii)部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であって、当該広域化後10年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- (iv)
- 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について (v)所要の地方財政措置を講ずる
- 市町村の消防の広域化(平成36年4月1日までに行われるものに限る。)に伴い、広域化消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後5年度以内に完了するもの(ただし、広域化前に完了するものを含み、平成18年の消防組織法の改正に基づいて平成30年4月1日までに広域化した消防本部にあっては平成35年4月1日ま
- でに完了するもの。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急
 消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。
- 連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力を行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を行う市町村(以下「連携・協 力実施市町村等」という。)に対して、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画(以下「連携・協力実施計画」という。)を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置

- が消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・ 増改築であって、平成36年4月1日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講 (i) ずる
- 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、平 (ii)
- 成36年4月1日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防 援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。 (iii)

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題である が、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生 する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害 するおそれがあることを踏まえると、平成36年4月1日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

都道府県の推進計画等

平成30年度中を目途として、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の再策定又は策 定を行うように努めること。

市町村の消防の広域化 (2)

> 各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、平成36年4月 1日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があ ると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

- 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 次のような事項に留意して定めること。
 - 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進す ることを目的とすること
 - ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること
 -) 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること

- 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、 広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道
- 力の実情,消防本部の財政,人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね10年後の消防体制の姿を見るす必要があること。
- 広域化対象市町村の組合せ

2に基づき定める。 本指針三,

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、3によること。 また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村(以下「連携・

協力対象市町村」という。)についても、本指針三、4に基づき定めること。 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項 本指針三、5に基づき定めること。

(4)

広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 (5)本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。 (6)市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表 (常備消防・消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係

者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。
また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かな ければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域(以下「全県一区」という。)での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理

区域(以下「至県一区」という。) での広域にを規定した即風内原が、た数のなが、土木 区 なりかるになる。 想的な消防本部のあり方の一つとも言える。 その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。 しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、 日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市 町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に

推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。 しかしながら、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が100人以下の消防本 部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が 50人以下の消防本部(以下「特定小規模消防本部」という。)については、原則、広域化対象市町村に指定 する方向で検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

配慮すべき事項 (2)

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

消防広域化重点地域の指定等

消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市 町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等

(2)

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のう ち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認め るものを消防広域化重点地域として指定することができる。 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である平成36年4月1日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

- 特定小規模消防本部 (i)
- 非常備市町村 (ii)
- (iii)広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定し ようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう,事前又は事後に推進計画の 変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支 援の内容とともに公表するものとする。

関係市町村の意見の聴取等 (3)

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等 があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域 の指定等に努めるものとする。
消防広域化重点地域の指定の変更

(4)

(2) 及び(3) は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行うこ とが必要である。

推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村 の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運

用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。

高機能消防指令センターの共同運用 (3)

高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防治やセンターを共同運用している他に高機能消防治をセンターを共同運用でいる。

などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。 さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、 消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討す る必要がある。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推 進計画に反映させることが必要である。

なお、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大 きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。また、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあっては、上記のような高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましい。

自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

当工的場所である。 消防組織法第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。 具体的には,

① 広域化を推進するための体制の整備② 住民及び関係者に対しては無知

- 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等 3
- 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等 4

広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に 取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有に特 に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように,広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには,広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要 であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

組合の方式による場合 (1)

- 紅常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なル
- ② 職員の任用,給与,教育訓練等に関する計画を策定すること
- 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
 ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可 能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。) 事務委託の方式による場合
- (2)
 - 委託料に係る基本的なルール
 - 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連 絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定める

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進す る自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、市町村 の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防 との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消 防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが 必要である。

防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。_____

1の場合,市町村の消防の広域化を行うときには,広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局 との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託 ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開 催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- (5) 総合的な合同防災訓練の実施
- 6
- 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村にお いては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定める こと。